

I. グランドハンドリング

2023年 総合安全要請

区分番号	要請番号	区分	取扱	新規・継続	要請先	要請事項	要請理由	備考
I01	1	自動運転車	A	継続	本東空	自動運転車両に関する今後の運用方法及び安全性について、開示すること	自動運転車両の性能や今後の運用方法に対する情報開示が無く、現場では不安を抱いている。そのため、全国の空港及び繁忙・煩雑な東京国際空港や成田空港等の自動運転車両導入計画の情報開示が必要である。	
I02	1	貨物・郵便物の安全性	A	継続	本東空	航空貨物利用運送事業者や郵便事業者に対しても、航空貨物・郵便の危険品輸送に関する一般教育や安全教育訓練を十分に実施するように指導すること	航空貨物利用運送事業者や郵便事業者については、国交省の総合政策局が貨物利用運送事業法に基づき輸送手順や教育訓練の実施状況を確認していただいておりますが、日々進化していく貨物・郵便物の安全輸送については、関係者が一丸となって航空危険物輸送の安全確保のための原因究明や再発防止策が必要である。運送会社、運送会社の荷物受付窓口（コンビニ等を含む）、荷主などには更なる啓蒙に取り組む必要がある。	
I02	2	貨物・郵便物の安全性	A	継続	本東空	航空貨物・郵便の危険品輸送に関して、未然に無申告危険物が搬入されないような体制を構築すること、また全ての品物に対しての爆発物検査を実施すること	貨物・郵便物ともに、無申告危険物が現場では散見されているので、航空輸送に係る荷主に対しては、危険物輸送のルールをわかり易くしたテロ対策として国が主導する形で、非KS（特定荷主）貨物の爆発物検査を集中的に行う体制の整備をする必要がある。	
I03	1	ランプ内の環境整備	-	継続	HP	ランプ内を走行している作業車両の排気ガスが、環境省の基準を満たしているのかを調査すること	ランプ内を走行している車両が、陸運局指定のナンバープレートを取得していないと、車検時に行われる排気ガスの成分検査がないので、環境基準を満たしていない可能性がある。	
I04	1	規制緩和	-	継続	HP	空港制限区域内での運転資格は、道路交通法に準拠した運用を維持すること	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による教育訓練内容には差異があり、ランプ内の安全確保ができるとは思えない。 最低限公安委員会が行う講習を受講して、運転する車両の免許を取得した上で、事業所が行うランプ内の安全教育を受ける事で、ランプ内の安全が維持できると考える。 	
I05	1	東京国際空港	A	継続	本東空	手荷物を預けている旅客が、手荷物を預けていない旅客の出口導線に誤って進まない施設構造へ変更すること	手荷物を受け取らずにロビーに出てしまった旅客が、保安エリア内の到着ロビー内にある自分の荷物を取りに入ろうとしてくる事象が 1日10件以上あり保安上の問題が散見されている。	
I06	1	東京国際空港	A	継続	本東空	Spot34・35番後方のW TWYを牽引作業で、走行する路面の起伏が激しいので、改修をすること	<p>トーイングカーで牽引作業をして走行する時には、トーバーのシアールボルト折損防止のために、この付近を走行する時は、コンクリート及びアスファルト舗装交互の凹凸があるので手前で減速をして補修部分を走行するよう、社内での注意喚起がなされている。</p> <p>(2022年東京空港長要請の回答で改修予定であると回答であったが改修未実施)</p>	

I. グランドハンドリング

I06	2	東京国際空港	-	継続	HP	<p>取付誘導路の名称を、下記の路面に表示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A TWY上のA3、A4、A6、A9への進入箇所 ・ L TWY上のL3、L4、L6、L9への進入箇所 	<p>トイングカーが頻繁に通過する誘導路における誤進入が多く発生している事案を受け、A TWYからA3、A4、A6、A9方面及び、対面L TWY からL3、L4、L6、L9方面に路面表示を施すこと。航空機と比べてトイングカーは高さが低く、特に夜間の場合は暗くて視認が困難である為、伸びた雑草が誘導案内灯の表示の視認を妨げ、誤侵入しそうなヒヤリハットの報告がある。日頃からこの付近の草刈りを特に重点的に実施していただきたいが、合わせて路面表示を設置することで、誘導案内灯が見えない状態になった場合の代替手段にもなる。なお、路面表示の表記方法は、誘導路名と矢印は左右に併記するのではなく、前後方向が望ましい（手前に誘導路名、奥に矢印。参考：成田国際空港における路面表記）。</p>	
I06	3	東京国際空港	-	新規	空	<p>Spot37、408番後方車両通行帯手前にSTOPラインを設けること</p>	<p>T1増設工事に伴いSPOT31～37後方に車両通行帯が新設されたが、航空機のSpot In及びPush Back時にSTOPラインがない為、車両が誤進入し航空機が緊急停止した事例が散発しており、安全上の問題が懸念される。また、T2のSPOT408後方も同様の安全上の懸念が報告されているため、STOPラインの設置が必要な状況である。</p>	